

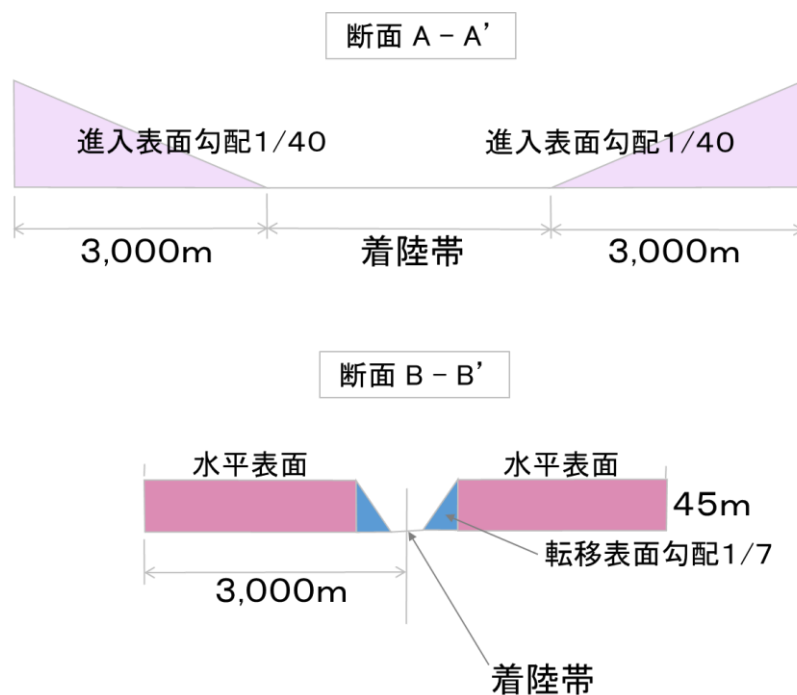
南紀白浜空港制限表面高回答サイト操作説明書

●制限表面概略

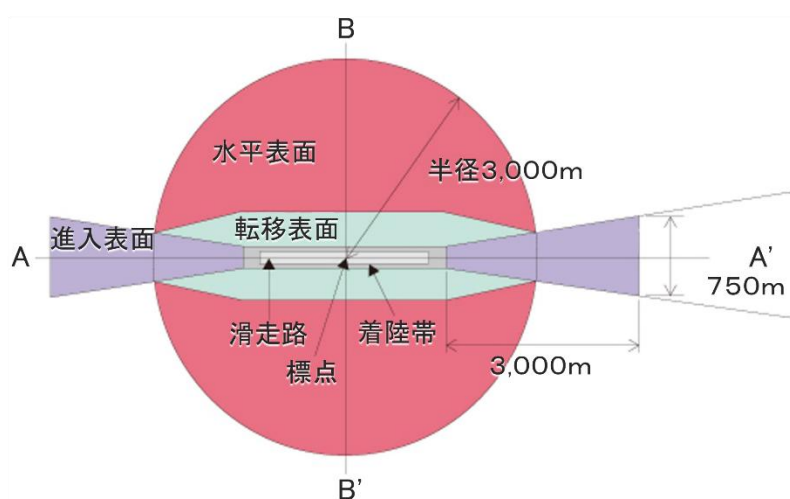
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



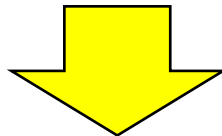
●高さ制限の照会方法

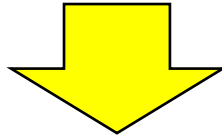
住所を入力して、「詳細地図表示」ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されます（白浜町〇〇番地等の地名のない場合白浜町役場が表示されます）ので、建物の建築予定箇所をクリックして下さい。

住所検索を行わずに地図より建物の建築予定箇所をクリックすることも可能です。

クリック地点から南紀白浜空港の標点に向けて直線が引かれます。

上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所内で空港に一番近いポイントをクリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。





住所：和歌山県西牟婁郡白浜町2926-2 [詳細地図表示](#)



マーカーの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

- ◆照会地：日本、〒649-2200 和歌山県西牟婁郡白浜町890-32
(緯度:33度40分41.89秒 経度:135度20分54.55秒)
- ◆制限表面の種類：進入表面
- ◆制限高(標高)：約122m
【建築等可能高=制限高-照会地の地盤の高さ(標高)】

上記の照会地における、航空法第49条による南紀白浜空港での制限内容は以上のとおりです。
なお、原則として制限高を超える物件等(※1)を設置することはできません。(※2)

- ※1 物件等には、建物・アンテナ・遊雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機、ドローン等も該当します。
- ※2 水平表面については一部例外があります。詳細につきましては下記の窓口までお問い合わせください。

注意事項

- 注1： 上記制限高は標高です。照会地の地盤の高さにご注意ください。
- 注2： 照会地の地盤の高さについては、ご利用者様自ら調査をしていただく必要があり、自治体等関係機関でご確認願います。また、[国土地理院のホームページ](#)においても参考情報として、地盤の高さ(標高値)をご確認いただくことが可能です。ただし、上記ページ内の測量結果と現況に差がある可能性がありますので、利用される場合はご注意ください。
- 注3： 制限高に近接(6m以内)する物件等(※1)の設置を計画している場合は、下記の窓口にご相談願います。図面等による確認が必要な場合は、照会書を [\[word形式\]](#) [\[PDF形式\]](#) ダウンロード頂き、照会書に記載している添付書類 と合わせて下記のメールアドレスまで送信してください。
- 注4： 制限高の他に空港無線施設の電波障害物件対象範囲となる場合があります。詳しくは、[別添](#)をご参照いただき、国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 システム運用管理センター (TEL. 06-6843-1297) までお問い合わせください。
- 注5： 工事中のクレーンなど一時的に設置される物件についても※1の物件等に該当しますのでご注意ください。
- 注6： 地域によっては、制限高よりも地盤高が高い区域が存在します。該当する場合は、和歌山県への申請が必要となります。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。
- 注7： 上記回答で当該地が「範囲外」の場合や、物件等が制限高を超えていない場合でも、物件等(※1)の地上からの高さが60mを超える場合については、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害灯の設置が必要となる場合があります。詳しくは国土交通省大阪航空局 保安部航空灯火・電気技術課監理係 (06-6937-2766) へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

株式会社 南紀白浜エアポート
TEL 0739-42-3247
FAX 0739-43-0091
Mail: shisetsu@nsap.co.jp

※クリックした地点の住所、制限表面の種類
制限高(標高)が表示されます。

※必ず注意事項をご確認ください。

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。



●制限表面の範囲外について

照会された住所が、南紀白浜空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合がございます。



マーカーの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

- ◆照会地：日本、〒649-2331 和歌山県西牟婁郡白浜町平 5 5-1
- ◆制限表面の種類：範囲外
- ◆制限高（標高）：-

ご照会の場所は南紀白浜空港の高さ制限区域の範囲外ですが、他空港等の制限エリアに該当すると思われる場所につきましては、照会地近隣の空港等にお問い合わせください。
ご不明な点がございましたら下記の窓口までお問い合わせください。
また、範囲外の場合でも物件等（※1）の地上からの高さが60mを超える場合については、航空法第51条及び第51条の2の規程により航空障害灯の設置が必要となる場合があります。
詳しくは国土交通省大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 監理係（06-6937-2766）へお問い合わせください。

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機、ドローン等も該当します。

◆お問い合わせ先◆

株式会社 南紀白浜エアポート
TEL 0739-42-3247
FAX 0739-43-0091
Mail: shisetsu@nsap.co.jp

検索した照会地が、

南紀白浜空港の高さ制限区域の範囲外の場合に、
制限表面の種類が「範囲外」と表示されます。